# 国立大学法人東京医科歯科大学人事審査委員会規則

（令和２年７月３０日
規則第８６号）

（目的）

第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成１６年規程第２号。以下「職員就業規則」という。）第２３条第３項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学人事審査委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（審査事項）

第２条　委員会は、職員就業規則第２３条第１項に規定する解雇についての審査を行う。

（組織）

第３条　委員会は委員長及び委員をもって構成し、学長が必要と認める者をもって充てる。

（委員会）

第４条　学長は、解雇についての審査が必要となった場合、委員長及び委員を委嘱し、委員会を招集する。

２　委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。

（議事）

第５条　委員会は、委員の３分の２以上が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。

２　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（手続）

第６条　委員会は、解雇についての審査を行うに当たって、次の各号に掲げる手続きを経なければならない。

(1) 審査を受ける職員に対し、審査の事由を記載した説明書を交付し、口頭又は書面で陳述する機会を与えること。ただし、当該職員が、この機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由なく欠席し、又は文書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(2) 必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を聴くこと。

２　委員会は、解雇の審査を行った場合、審査の結果を学長に報告するものとする。

（守秘義務）

第７条　委員会構成員及びその他委員会に関わる者は、その任務上知り得た秘密を漏らしてはな

らない。また、その任務を退いた後も同様とする。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、総務部人事労務課において処理する。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

この規則は、令和２年８月１日から施行する。

附　則（令和４年６月２９日規則第９８号）

この規則は、令和４年７月１日から施行する。